

八条院関係紙背文書群

五味文彦

はじめに

- 一 正月
 - 二 実清
 - 三 元暦二年
 - 四 紙背の裏
- おわりに

論文要旨

現在、国立歴史民俗博物館に所蔵されている「六曲屏風」貼付け高山寺文書は鈴木茂男・山本信吉両氏により紹介されて以来、広く注目を集めてきたものであり、その後、石井進氏は関係文書（八条院関係文書群）を収集して、ほぼ全貌を明らかにしている。しかしその性格をめぐっては未だ不明な部分も多く、また未紹介の文書も幾つか存在する。

そこで本稿では本文書群の全体的な性格をとらえるべく、その年代比定を出来る限り行ってみた。

第一章では、正月付の文書が多く存在する点に着目して、それらが文治四年正月の文書であること、撰関時代の僧安然が唐に渡った最澄・空海らの請求した典籍を分類整理した『諸阿闍梨真言密教部類総録』の書写に料紙として利用されたものであることを指摘した。

第二章では、藤原実清充ての文書が多い点に着目して、それらが養和元年・

二年の文書であることを解明した。

第三章では、元暦元年の年号のある文書が多い点から、元暦元年の文書を拾い集めてその性格を考え、それらが実清の子長経の保管に関わる文書であることを指摘した。

第四章では、以上には即断できない文書をまとめて考え、それらが養和元年・二年か、元暦元年のものかに分類できることを見た。

全体として、藤原長経が八条院の別当として関与したことによる文書が、この八条院文書群の基本的な性格であることがわかった。

はじめに

平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての時期は、戦乱と飢饉に彩られているが、その中であつてたくさんの荘園を抱え、超然たる権威を示していたのが八条院である。鳥羽院と美福門院との間に生まれたこの皇女は両親からの愛を多大の荘園の形で受け取ったが、これが後に膨大に増加してゆく八条院領の出発であり、保元・平治と治承・寿永の二度にわたる内乱にもかかわらず、その所領は増え続け、最終的には二百余りに達した。

そうした八条院とその所領の性格を考えるのにまたとない史料がここで紹介する紙背文書群である。現在、国立歴史民俗博物館に所蔵されている「六曲屏風」貼付け高山寺文書が紹介されて以来、広く注目を集めてきたもので、とりわけ石井進氏の論文によってほぼ全貌が明らかになったが、さらに氏の研究に触発され、私もこの文書群の性格の究明を試みてきた。こうした紹介や論文を列挙すると、以下の通りである。

鈴木茂男「鈴木要三氏旧蔵高山寺文書について」(『栃木県史研究』十号)

山本信吉「文化庁保管高山寺文書」(『古文書研究』十号)

国立歴史民俗博物館編『中世の武家文書』(一九八九年)

石井進「源平争乱期の八条院領」(『日本中世史研究の軌跡』東京大

学出版会、一九八八年、以下石井A論文と称す)

同「源平争乱期の八条院周辺」(『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年、以下石井B論文と称す)

同「課外演習 源義経書状」(『中世を読み解く』東京大学出版会、一九九〇年)

小川信「武田祐吉博士旧蔵高山寺文書」(『古文書研究』二十三号)

五味文彦「八条院をめぐる諸権門」(『日本中世政治社会の研究』続

群書類従完成会、一九九一年、以下拙稿と称す)

同「藤原定家の時代」(『岩波新書』一九九一年、以下拙著と称す)

本稿は、もう一度、総体としての八条院紙背文書群の性格を考えてみるものである。思い出してみると、故田中稔氏の説明で本館所蔵の「六曲屏風」貼付けの文書を見たのは、五、六年前のことになるうか。その時から、この文書群は私の宿題となったように思われる。その答えになるかどうかは、いささか怪しいものだが、ひとまずの私の貧しい答えをここに提出してみたい。

さて文書群の多くは、他の紙背文書がそうであるように書状や請文が圧倒的に多く、また年付を欠くものが多数を占めている。その点からして、先ずは年代比定の作業を行いつつ、文書群の性格を掴むことが求められよう。

文書群はこれまでに石井氏により全部で六十五点(六十三通)が紹介されているが、高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺古文書』と『高山寺所蔵経藏典籍目録第四』(東京大学出版会)によると、他にも二点の紙背文書のあることが指摘されており、さらに後述するように三点の新

出文書が存在する。しかし子細に検討してゆくと、これまでで紹介されているなかには八条院関係の文書とは認められないものが数点ある。

一点は、国会図書館所蔵の高山寺文書に見える、三月八日付けの高経書状（石井B論文所載の「八条院庁文書一覧表」の41）である。裏が鎌倉中後期のものと考えられ、書状の差出人の高経も八条院とは関係ない他の高山寺文書に類出しているので、八条院関係紙背文書群からは除かれるべきであろう。もう一点は山科家古文書に見える九月二十二日付けの景清書状（同58）で、これも裏がやはり鎌倉後期のものであり、内容も八条院とは関係がないので除かれるべきである。したがって全部で七十点ほどが今のところ知り得る八条院関係の紙背文書群と言えそうである。これらを分類・整理してゆこう。

一 正月

紙背文書を分類してゆく際に、何にもまして注目すべきは充所である。その文書が誰に保管され、廃棄されたのかを知るためには、これの分析なくしてはかなわない。だが既に文書群の充所については、八条院の近臣八条実清・長経父子充てのものが多く指摘されており、拙稿でも多少とも分析したので、ここでは違った面に注目してみたい。

それは月付である。文書が反古とされる事情を考えると、その内容に多いのが多いのは当然だが、ある時期のものが一括して廃棄された場合も多い。そこで月付から整理してみるに、年号を有するものや日

付の記されていないものを除くと、全体の五分の一の十三通が正月付である。これらは何らかのまとまりのある文書群と考えられるので、先ずはその一通から見よう。

1 加級事、朝恩之至、不能申左右、令触賀仰、尤本意候、事々期見参、
謹言、

正月廿五日

左少将光盛

東京古書会編『古典籍下見展観大入札目録 平成元年十一月』に二三四号文書として見える新出文書であって、裏には「文殊讚十一」などの語があり、全体は下部が少々切断されている。これについては既に拙著で紹介しており、平頼盛の子光盛が位一級を加えられた時の賀の仰に接し、喜びを述べた書状である。『公卿補任』平光盛条に「安元二年正卅叙爵（八条院）文治元年正六従四下、同四正廿四従四上（八条院御給）」とあって、文治四年正月二十四日に八条院御給で従四位上に叙されたときのものと推定できる。

さらに次の「六曲屏風」貼付けの文書も先の拙著で内容を見ているが、行論の都合上、もう一度触れておこう。

2 春日詣陪従料、柳色下重十四具（加半臂）、明日（二十五日）可令下行、件日可分給装束之故也、仍以執達如件、

正月廿四日

大藏卿上

謹上 丹後守殿

これは文治四年正月に九条兼実が撰関となって初度の春日詣を行った際のもので、『玉葉』文治四年正月二十七日条に「余氏長者之後、始参

詣春日御社、去年十二月廿四日、勘日時定雑事(宗頼朝臣執筆)去廿五日始家装束、昨日覽神宝、賜舞人陪従装束」とある記事と合致しており、行事を奉行した大藏卿藤原宗頼が春日詣の舞人の陪従に装束を与えるべく下行を命じている。充所の丹後守は八条院の近臣の藤原長経である。

3 御春日詣社頭役事、昨日催令申所勞之由候了、凡無術候、不及參勤候也、事も宜候はんには、此蒙催争不參勤候哉、且御遠遠にて候也、可然之様、可有御披露候、恐々謹言、

正月廿五日

散位宗亮

4 謹請

御春日詣社頭役可参事、

右、近日所勞無術候、難參勤候也、可然之様、可令披露給候、恐々謹言、

正月廿四日

散位三善盛季請文

この二通には正月の「御春日詣社頭役」とある故、先の兼実の春日詣に関連する文書と見てよいであろう。いずれも社頭役を辞退する内容の請文である。このように辞退の請文が見えているのは、『玉葉』の正月二十八日条に「社頭事、遅々之間、今日事定及懈怠歎」とある記事に合致しており、辞退が続出したらしい。なおこうした九条家関係の請文が文書群に見えるのは、八条院が兼実を後援していたからであって、兼実は八条院の寵臣三位局との間に良輔を儲けており、しかもその良輔の乳父母が兼実の近臣・藤原宗頼夫妻であった。請文の差出人の散位宗亮と散位三善盛季はともに八条院に仕えていたと見られる。

5 明後日(廿七日)出車事、謹承候了、但件日指合事候、可然之様、可令致沙汰給候、恐々謹言、

正月廿五日

左少将光盛

6 出車事、謹以承候了、但近日産穢事候、仍不能領状候也、可然之様、可令披露給候歎、恐々謹言、

正月廿五日

侍従兼保請文

二つはともに春日詣において出車を命じられて都合が悪いことを伝えた請文である。何のための出車かは記されていないが、正月二十七日の行事といえは、撰閤家の春日詣が該当し、その時のものといえそうである。6の文書が辞退の理由を「近日産穢事」に求めているのも春日詣という神事に関係するものだからであろう。

差出人の左少将光盛は既に見た平光盛であり、侍従兼保は源兼保のことで、八条院に仕えて養和元年に侍従となり、兼実が撰政となった文治二年三月十六日にはその行列に扈從している(『玉葉』)。

7 明日前駆事、畏承候了、但依所勞不能參勤候、今度趣可然様御沙汰可候也、恐々謹言、

正月廿六日酉刻

左馬允信実請文

この文書の日付はこれまで残画から正月廿八日と読まれていたが、正月廿六日と判読でき、そうであれば正月二十七日の春日詣の前駆に関する前日の請文と考えられる。差出人はこれまで信定と読まれていたのであるが、信実と読むことができる。さすれば八条院に仕えた似絵の名手藤原隆信の子とも考えられるが、明証はない。

以上、兼実の春日詣の関連文書が続いたが、外にも次のような文書が見える。

8 来月三日可有尊勝陀羅尼供養、為雜役八条院方免輩可令催進之由、謹承候了、早以此旨不日可申沙汰之状、所請如件、

正月廿七日

丹後守長経上

二月三日にある尊勝陀羅尼供養の雜役について、それまで免除されていた八条院方の人々にも催促があり、そのことを承知した旨の請文である。当初は八条院方について免除していたのであるから、八条院が主催する仏事ではなく、恐らく後白河院主催の仏事と見られる。そこで長経が丹後守となった寿永二年以後の二月三日の院主催による尊勝陀羅尼供養を探ってゆくと、文治四年に見出される(『玉葉』)。

こうして正月付の文書の多くが文治四年のものとなつた今、他の正月の文書も文治四年の可能性が高くなつたといえよう。次にあげる四通の文書は、実ははっきりと文治四年と比定できるわけではないが、その可能性が高いと考えられる。

9 前取社御簾事、以御請文旨令申入候之處、先可有尋沙汰之由、尤神妙、但於間敷之条者、今度不可及先例之沙汰、寺領不幾之際、支配員數已雖越前々、是非毎年の勤、何可及訴訟哉、且加賢察、早任本數、可令勤仕之由、殊可令下知給候、依

八条院令旨、上啓如件、

正月十九日

丹後守(花押)

謹上 源中納言入道殿

10 御簾七間之内五間、以前返賜候了、所残二間、給候了、恐々謹言、
正月廿三日
長経

11 仁和寺殿御簾寸法何人相合所注取候哉、御室公文所など可取寸法候哉、何様可候事、尤不審候、仍所尋申也、恐々謹言、

正月廿四日

皇太后宮権亮有実

12 御簾事、且領状分注進之、定進使者取寸法敷、仍且可令存知給候敷、对捍所々尚致催促候也、然而期日近候間、忽注進候也、(中略)恐々謹言、

正月廿五日

丹後守(花押)

越後法眼御房

仁和寺の御簾に関する文書で、拙著では9と10について触れもし紹介もしたが、いずれも同じ時期の文書であろう。9の御簾が課せられた相模国の前取社は仁和寺の蓮華心院領であり、充所の源中納言雅頼入道が知行する所領である。雅頼が出家したのは文治三年で、亡くなったのが文治六年であった。また12の充所の越後法眼御房は仁和寺の守覚に仕えた長暹であつて、文治二年以後に法橋から法眼に転じている。

したがってこれらは文治四年から文治六年の正月の文書と見られるが、これまで見てきた正月付の文書分布からして、文治四年のものと思ふてよからう。なお10は『弘文荘古文書目録』に載る新出文書である。

こうして見てみると、正月付のあらかたの文書は文治四年のものと考えられるが、その点を裏付けてくれるのは、これらが不明の10を除いて

総て『諸阿闍梨真言密教部類総録』（『総録』と略して使う）の書写の料紙として利用されている点である。『総録』とは撰関時代の僧安然が唐に渡った最澄・空海らの請来した典籍を二十部に分類整理したものである。例えば、1の文書の裏に「文殊讚十一」とあるのは、十七部の諸讚嘆部の十一文殊讚のことである。また9の文書の裏に「梵字十六大菩薩讚一卷 海」と見えるのは諸讚嘆部の三金剛界通讚に属する梵字十六大菩薩讚一卷を「海」（空海の略）が請来したことを意味する。

そこで次の京都国立博物館に寄託されている伴實氏所蔵文書の一点を見たい。

13 A 宮の御物まいりの人夫の七日までまいり候へぬと（中略）ためよりにたつね候へ、国ヲ七日にもたて候へきよし、（中略）さては、かに・石川ニカ保所当をさへて国へなし候はぬことの、

13 B 御さたはいかが候らん（中略）返々ふひんに候ことに候物に候、

又益助か御まやのあん数のことハ、いかかなり候とも、大切可存候、

謹言

正月十六日

為成

A・B二紙からなっており、奥には異筆で「為成人夫事」と記されていて、裏の一紙目のAには『総録』の九部の諸観音部十馬頭法などが、二紙目のBには十三部諸世天部の二多門天法などが書写されている。正月付で『総録』が裏にあることから、文治四年正月の八条院関係文書と考えられるが、注意したいのはこのように『総録』の書写が九部と十三部に離れてなされていることで、二つの文書がここで貼りつけられた可

能性がある。字は明らかに同筆であって、もともとは別の文書が同一人の字であることから一つにされたのであろう。奥書の「為成人夫事」は二つをまとめた際に記したものと考えられる。

そこで内容を見ると、Aでは宮の物参りの人夫のことと国の所当のことが述べられており、Bでは益助の既の案主の事が付加されて述べられている。差出人の為成という人物は他の関係文書に登場していて丹後国の所領寄進に関わっているもので、ここに「国」と見えるのは八条院の分国である丹後国のことであろう。年代はBが文治四年と見てよく、またAもそれに遠くない時期のものと考えられる。

さて今、これまで見てきた文書が『総録』のどの箇所の書写に利用されたかを一覧表に整理してみた。なお所蔵の項は、石井B論文一覧表の番号で、新は新出文書である。

番号	年	月	日	文書名	『総録』の書写部分	所蔵
13 A				為成書状	13 諸世天部 21 多門天法	新
13 B	(文治四年)	正月	十五日	為成書状	10 馬頭法 9 諸観音部	新
9	(同)	正月	十九日	八条院令旨	17 七諸讚嘆部 3 金剛界通讚 (不明)	46
10	(同)	正月	二十三日	藤原長経書状		新
2	(同)	正月	二十四日	大藏卿藤原宗頼奉書	5 諸如来部 1 諸仏通法	11
8	(同)	正月	二十四日	三善盛季請文	3 金剛界部 3 本経集録	35
6	(同)	正月	二十五日	藤原長経請文	8 諸経法部 3 般若法	14
5	(同)	正月	二十五日	平光盛書状	20 十諸図像部 5 塔龕	07

15 (端裏書)「能登守殿」

馬事、謹承候了、子細以盛時令言上候、委可被召問者也、

五月八日

教経

平家の勇将として著名な能登守教経が馬の件について差し出した請文である。教経は治承三年十一月に能登守になり、養和元年のうちに能登守を退いているので、治承四年か養和元年のものと言えよう。充所は記されていないが、次の16と連れの文書であり、同じ時期のものであるらしい。

16 多度御庄解事、令申上給歟、脚力男及在京数日、殊嘆申候也、如此

訴訟、雖少分事、可有御裁許候也、就中仕丁事、雖少々可被優免候

也、且免除例候歟、且為庄家安堵候、可然之様令申上給、可被仰下

候也、謹言、

六月廿八日

実長

八条三位殿

充所の八条三位は長経の父実清のことである。八条とは実清が八条院の近臣として八条院の御所近くに屋敷を持ったところからきており、三位は治承二年から養和元年まで散三位であったことによるもので、文書もこの時期に含まれよう。次に差出人の実長は、三位の公卿に単に「謹言」と記すのみであることから、その地位は公卿クラスと判断され、その点から寿永元年十月に出家した前権大納言藤原実長と考えてよいであろう。内容は、八条院領の讃岐国の多度庄の領主藤原実長が脚力のもたらした庄解をもとに、課役の免除と安堵を訴えている。八条三位実清は

八条院の別当として院領の管理に当たっていたのである。

15と16の二つの文書は実清に宛てられ、保管された文書だったわけである。したがって『総録』の書写に利用された文書は文治四年正月の文書を中心にして、少し遡って長経の父実清宛ての文書を補ったものとわかる。実清は元暦元年に死去しており、また文治四年正月の文書の多くが長経宛てのものであることをも考慮すると、これらは主として長経の許に保管・継承されていたものであることが指摘できる。

一一 実 清

『総録』の書写に利用された文書には養和頃の実清宛ての文書があったが、他の文書を探ってゆくと、実清宛ての文書が養和元年から翌寿永元年にかけて多く見えることに気づく。

21 来二十五日御布施取殿上人、時々被参候人々に被相触候之處、員数不幾候、仍可令申女院殿上人御之儀候也、当時出仕人々可令注申給候、先内々の儀にて候、恐々謹言、

二月十九日

法橋長暹上

三位殿

22 主典代・庁官事、神妙候、公卿・殿上人皆束帯之由、被触申候了、着冠可宜候歟、且可有御計之由、所候也、恐惶謹言、

二月廿二日

法橋長暹上

三位殿

これらは拙稿において触れており、養和二年二月の仁和寺の守覚法親王が主催する仏事に関するもので、『吉記』養和二年二月二十九日条に「仁和寺宮奉為故五宮、被供養五部大乘經、去二十五日依雨延引（中略）被物以下尽善尽美、驚目」とあるのに該当する。充所はこの時に公卿として出席していた「八条三位」実清である。内容はともに、守覚の下にいた法橋長運から八条院への協力を要請したものである。

23 来十七日蓮華心院修二月用途内、自御倉被下行候物注文進上之、令申上三位殿給、任例可令沙汰給行候也、須參啓之処、只今御所指合事候之間、乍恐以愚札所言上候也、恐々謹言、

二月七日

僧隆慶上

謹上 能登介殿

充所は能登介となっているが、文中に「令申上三位殿給」と三位殿実清への披露を求めているので、実際は実清に宛てたものである。内容は、二月十七日の蓮華心院修二月会の用途として、御倉から下行して欲しい物の注文を提出するので取り計らっていただきたい、というもの。『吉記』養和二年二月十七日条によると、転輪院の修二月会の導師が蓮華心院の導師を兼ねていたことが問題とされている。もともと転輪院の修二月会は二月十七日に定められており（『師光年中行事』）、ここで蓮華心院の修二月会と同日のことが特別に記されているのは、蓮華心院の会が二月十七日と定まっていなかったことを物語っているよう。そうすると「来十七日蓮華心院修二月」とあるのは養和二年二月十七日のこととなり、本文書は養和二年のものとしてよいであろう。

24 三方庄兵糧間事、如被仰下候、可令下知候、大和庄々事、可存此旨候、兩条以此趣可令披露給候、恐々謹言、

二月十二日

宗盛

この文書についても既に拙稿で触れており、養和二年に平宗盛が八条院領の播磨国三方庄の兵糧と大和の庄々の件について了承した請文である。『吉記』養和二年三月十七日条に「近日、諸国庄々兵糧米重有苛責、可被付使庁之由、被下院宣」とある情勢に対応するものであり、充所は記されていないが、実清と見てよいであろう。

ここまで見てくると、実清宛ては二月に多く、いずれも養和二年二月のものである。そこから二月の文書を探っていくと、次の文書も同じ頃のものであろう。

25 供御調進候、今一度□限且可被仰下給候、此旨可申候由、所候也、恐々謹言、

二月十八日

法橋長運奉

三位殿

供御を調進したというだけのもので、特に年代を特定する手掛かりを欠くが、「法橋長運」「三位」実清と見える他の同類の文書の分布から養和二年のものとしてよからう。そしてもう一通、二月の文書が存在するが、これは他の文書に墨痕として残ったものである。

26 「仍注文 謹言、

二月

朝通」

この部分しか明らかでない。差出人の朝通は17の文治三年十二月の文

書に見えて、物品の調進に当たっている人物であり、この注文もそうした関係の文書であろうが、内容は確かめる術はない。なおこうした墨痕は、文書を再利用する際に表面に霧を吹いて二枚一組ずつ文字の面を重ね合わせ板のようなもので軽く叩いた結果、他の文書が映ったものであるとして、石井進氏は「墨映文書」と名付けられている(中世の武家文書)。そのことから、考えると、この文書が墨痕として残っていた次の文書とは近い時期のものと思われる。

27 田井庄解給候了、兵糧米事、自所々雖訴申事候、致如此狼藉之由、全不申候也、於此条者、庄官与在庁可有対決事候歟、但於問使責者可止之由、令下知候了、而為京庫納之由、相存候之処、于今無小分之弁候、何様可候事哉、先進送文、□米可忿運上之由、可御下知候也、謹言、

十月十七日

淡路守清房

八条院領の河内国田井庄からの兵糧米の訴えについて、淡路守平清房が庄官と在庁の間での対決を指示し、かつ問使による責を止めるように下知したことが、京庫納であるのにまだ納まっていけないので直ぐに運上すべきことなどが記されている。この文書については石井A論文により詳しく解説されていて、養和元年に平氏から畿内近国に課された兵糧米の事務の関するものという。従って本文書は養和元年のものと考えられ、その文書に墨が映った26はこの近くの文書ということから、養和二年のものとして養和二年二月の文書が多く見えるが、同時に兵糧米関係の文

ものと見てよいであろう。

書が同じ頃に多いこともわかった。27の関連文書が次の文書である。

28 (端裏書)「大藏卿御返事 僧興蓮上」
御下文旨謹以拜領仕候事、以此旨雖可催進、百姓等無為方之由、訴申候、委御庄解状令進候、早損候上、如此兵乱米難堪事候、重可然体可申上御候、

又先日大将殿御下文并以前之殿御下文雖候、全以不承引仕候、国高入道従会賀御庄今月十四日御庄在家五字被追捕、若無此御沙汰者、百姓等以何法術可巡安堵之計哉、尤可御沙汰候者也、恐々謹言、

九月廿日

僧興蓮上

拙稿で述べたので詳しくは記さないが、後院領の会賀庄に隣接する河内国田井庄の雑掌の僧興蓮が請文として提出したものである。したがって27の文書の直前に提出されたものである。つまり28に沿って淡路守平清房に八条院からの訴えがあつて、27が提出されたと考えられる。同じ頃に和泉の長泉庄からも訴えがだされたが、それが次の文書である。

29 養和元年十月日 長泉庄下司中原家憲解

内容は石井A論文に詳しく、付け加えることも無いので本文は省略する。さらにもう一通兵糧米関係の文書があるので、これには触れておこう。全部で二紙からなっているが、一紙目と二紙目の間に欠落があると見て、これまでは併せて一通の文書と読まれていたが、やや問題があるので切り離して考えてみたい。

30 紀俊守謹言

言上 雑事

一 兵糧米事

右件兵糧米、先日以梶取近守委細申上候了、百姓等可募御米之由令存候、為公事可弁済之思更不候、就中当御庄ハ三分之二者、他所他庄之住人等各入作之処也、件入作人等申候様、於兵糧米者、非野介御庄一所、諸国諸庄一同事也、然皆募所当御米之内、令弁進事無其隱、何当御庄一所為非分之役（中略）と、他庄他所兼作人等論申候て、臨時役之儀一切不承伏仕候、爰無其儲之処、追討使御下向之間、從国衙三百五十石之兵糧米切懸、依令致水火之責、為適當時之苛法、以上が一紙目の部分である。筑前の野介庄に兵糧米が懸けられたが、百姓は所当米（年貢）のうちから出すことを求めており、とくに他庄他所からの兼作人たちが強くそのことを主張して臨時の役に応じようとならない。そんなところに、追討使が下ってきて水火の責をなすので、一旦の苛法を逃れようと……、という所で切れている。

31 不載□乍仕□□至極及訴之間、追討使御下向間、為庄内住人等付面々公私夫伝馬、或被宛召、或被押取之由、住人等多以逃散仕候了、当時所当御米七百九十石内見納四百七十余石也（十一月廿三日以前納）、未進二百余石、從此後及草草候て難済仕候歟、致苛法之責候者、百姓等弥以逃散仕候、又不加其催者、御米難成候（中略）

一 御庄領塩浜事

右件事、先日以御庄解申上候了、任状早々可被沙汰下候
以前条々、先条申上候之上、重所申上候也、以此旨能々委細可申上
給候、俊守恐々謹言、

十一月廿三日

紀俊守（花押）

この二紙目は先ず、追討使が下向して庄内住人の面々に夫伝馬を課したり、押取ったりしたので、住人等が逃散してしまい、所当の米七百九十石の内納めた四百七十余石以外の未進二百余石分は納めるのはとても難しく、しかも苛法の責をすると、百姓等は弥々逃散するし、かといって催促しないと米は納まらない、という事情を述べ、続いて庄領の塩浜については先日の庄解で申し上げたので沙汰して欲しい、と述べている。30の続きとすると、兵糧米について述べられるのが当然であるのに、そのことには全く触れず年貢米の弁済についてのみ記されている。

二つは本来別の文書であつたらう。30では追討使の下向に伴ってやむをえず国衙から課されてきた百五十石の兵糧米を年貢米のうちから納めた事情が述べられており、31ではさらに百二十石余りの年貢を納めたが、まだ二百石の未進のあることが述べられているのである。31の庄解の末尾には「先日以御庄解申上候了」「先条申上候之上、重所申上候也」とあって、これが二度目の庄解であることがわかる。その先日の庄解とは30にある「先日以梶取近守委細申上候」とある申状ではなく、30の申状そのものをさしているのであろう。したがって30は31よりやや前の十月頃の文書と考えられる。

こうして養和元年の後半における兵糧米関係の文書の多いことをみてきたが、同じ頃には八条院に仕える侍の交名が数点見える。

番号	年 月 日	文 書 名	所蔵
32	養和元年十一月二十二日	侍所旬日見参注文	32
33	養和元年十二月二十一日	侍所旬日見参注文	61
34	寿永元年七月五日	侍所見参注文	64
35	養和	侍所注文	

前二つは八条院に仕える侍三人がそれぞれの月の中旬にどれだけ奉仕したのかを報告したものである。34は「侍所見参 四日 元忠 以孝 信盛」と始まって三十三人という多くの侍の名が記されているもので、これについては拙稿で触れたように、八条院が後白河と同宿したことに伴い、院北面らが八条院を警護する体制がとられたことより報告されたものである。35はこれと同じ形式をもつもので、後述する38文書の墨映文書として発見されたものである。なお33の墨痕は28の興蓮請文に見え、同じく28の墨痕は33に見えており、二つは同じ時に料紙として仕立てられたものとわかる。

ところで後白河が八条院と同宿するのは、養和元年の末であった。『明月記』養和元年十二月十三日条によれば、新造のなった法住寺御所に院が八条院とともに渡っている。そうした同宿に伴って北面などの交名が八条院に求められたことを示しているのが次の文書である。

36 祇候北面、五位有官無官令注進候、但初参以後、不名体合輩、つかさなりてや候らん、又死去者ニテや候らん、不知子細候、然而随付置候、所令注進候也、只々いそきかき候間、定らうせきにや候らん、
 以此由可然様、可令披露給候、恐々謹言、

十二月十五日 信経上

院北面に伺候する五位や有官無官の侍を注進したことを告げる書状であるが、時期と人数から見て、35の交名はあるいはこの時に提出されたものかもしれない。また、その頃と見られるのが次である。

37 明日(廿三日)御方違料出車一両可催進之由、謹承候了、恐惶謹言、
 十二月廿二日亥刻 少納言惟基

少納言藤原惟基が方違のための出車一両を命じられての請文である。養和二年三月に惟基は勘解由次官に移っているので、それ以前の文書とわかり、さらに養和元年十二月二十三日は節分の方違のあったことがわかるので(『玉葉』)、この時の文書であろう。恐らく院が八条院を伴った方違であったらう。

さてこうして養和元年末の文書を見たところで、次に35の侍所交名が墨痕として残っていた次の文書を見ることにしたい。

38 昨日庁官盛光為御使来臨候、跪以請取 令旨再拜候了、早参可畏申候之処、連々日次不候、遅々尤懈怠候、来十一日可参拜候者也、此御堂事実便宜候、殊自愛無極候、度々悦思食之由、被仰下候、返々畏思給候、委旨可参上候也、長遲恐々謹言、
 六月六日 法橋長運上

八条院の庁官盛光がもたらした令旨に対する請文である。充所の大式は実清で、寿永元年から元暦元年に亡くなるまで大宰大式だった。しかもこれに35の文書が映っていたことから、それに最も近い寿永元年のもの

のと見るべきであらう。

このように養和元年から翌年の寿永元年にかけてまよって実清宛ての文書が含まれていたわけである。したがってこの期間の文書は特別に実清宛てでなくとも、実清に宛てたものと見做してよいであらう。

39 御名字、依仰謹撰進之、若又不叶御意事候者、重可仰給候、恐惶謹言、

三月十一日

文章博士光範

文章博士藤原光範が名字の案を選び進めた書状である。光範は治承四年に東宮学士を止められ、元暦二年六月に式部大輔に任じられているので、この期間の文書とわかる。次に四位の光範が「恐惶謹言」と丁重な表現をとっていることから、充所はないが三位以上の貴人、具体的には実清と考えられる。そこで当時、実清の周辺で名字が問題となっていた人物を探すと、実清の二男の清季が寿永元年十一月に八条院給で叙爵となっているので、この清季の命名に関するものであらう。さすれば寿永元年三月のものと見てよさそうである。

40 追申

院□□案一番罷預候了、供御所給文ハ参向之時可令申候也、

御札之旨、謹以拜見候了、藏人所御牒事并院宣之由、畏承候処也、

抑以去二月廿五日、於二臈出納奉行、宮内少輔殿仰下候之旨、牛瀬

村供御者、何を令勤そと被尋下て候に、仍毎年三个度爐供御内（五

節・御仏名・白馬等）、令勤仕之由、所令申上、先日以助久沙汰藏

一先生久則目代代納之、又以他人可令尋聞食之由、所令申上也、而

不動供御之由、以外事候とて、争無止供御可勿勤仕哉、無極言虚候事也、誰人御沙汰候敷、企参向可令申□□之状、如件、不具謹言、

三月四日

明法生中原盛家請文

（奥書）「牛瀬供御沙汰者 明法生盛家返事」

牛瀬村の供御について、二月二十五日の藏人所での問注と供御の勤仕に関する報告からなり、牛瀬村を沙汰する明法生中原盛家の請文である。文中に「於二臈出納奉行、宮内少輔殿仰下候」とあるのは、藏人所での問注のことで、宮内少輔は五位の藏人の藤原親経であるところから、本文書は治承三年十月から文治元年十二月の在任期間のものと思われる。「一先生」とあるのは、『吉記』養和元年八月一日条に見える御蔵の小舎人の紀久則と見てよい。これだけの情報から年代を特定するのは困難であるが、二月・三月付の文書が皆養和二年であることから、文書の分布からして養和二年と見たい。

番号	年	月	日	文書名	所蔵
28	(養和元年)	九月	二十日	僧興蓮請文	30
27	(同)	十月	十七日	平清房請文	8
29	養和元年	十月		長泉庄下司中原家憲解	27
30	(同)	(九・十月)		紀俊守申状	25
32	(同)	十一月	二十二日	侍所見参注文	32
31	(同)	十一月	二十三日	紀俊守重申状	25
35	(同)	十二月		北面侍注文	新
36	(同)	十二月	十五日	信経書状	29
33	養和元年	十二月	二十一日	侍所見参注文	61
37	(同)	十二月	二十二日	藤原性基請文	34
23	(養和二年)	二月	七日	僧隆慶書状	23

障する源義経の請文、49は京都を襲った大地震直後の人夫役に関する平親宗の請文、50は端裏書に「八月廿日到来」と記され、「陳申、丹後国芋野郷字馬背寺住僧并在庁官人等申状条々子細事」と始まる丹後国衙領に関する陳状、51は平頼盛が摂津国の兵庫庄の年貢について使者の下向を望み、かつ天王寺での大乘会に關して訴えたもの、52は天王寺での大乘会の奉行を命じられた左馬助成重がこれを辞退したもの。

こうして見ると、元暦二年の文書は四月から十一月までに収まるようである。そこでさらに探ってみよう。

53 「高安・東常門両庄相論事、大藏卿」

高安御領雑事、下問久経候之處、領家瑯慶律師申状進覽之、為此御受罷入御領候歟、尤不便、任東常門去々年有沙汰、被裁断事候、其時全御領之由、不承及候事、及問注候也、可令計申沙汰給候歟、恐々謹言、

八月五日

大藏卿泰経

謹上 丹後守殿

この文書の内容については既に拙稿で触れており、八条院領の高安領から課されてきた雑事について、院領東常門庄の領家である瑯慶律師の申状を提出するとともに、その事情を述べた院近臣の大藏卿高階泰経の請文である。泰経の大藏卿は元暦二年以前、長経の丹後守は元暦元年以後、そして長経が八条院別当となったのは元暦二年であるから、これは元暦二年の文書と見られる。

54 越前庄訴訟事、可注進之由、相存候之處、御年貢催促廻文之時、進

委細折紙了、且経高覽歟之由存所過候也、然而付今仰、粗令注載折紙進之、委細難尺紙上、恐々謹言、

九月一日

参議(花押)

参議某からの越前庄訴訟に関する書状である。実名が記されていないので、源平の争乱期の兼官のない参議をあげると、養和元年に平教盛・藤原定能、元暦二年に藤原基家・平親宗・藤原雅長、文治二年に基家・雅長・源雅賢などがいた。これらから八条院領の知行をするに相応しい人物で、しかも花押の形状から考えると、藤原雅長が該当しよう。雅長は美福門院の年給で位が上昇している。時期は文書の分布からして元暦二年と見てよいであろう。

55 三上庄御年貢事、先日以別紙言上候了、其後御沙汰何様候哉、当年所当且雖加催、未連上候也、毎年如此訴申候へとも、(中略)此旨可然之様、能々可令申丹後守殿候也、恐々謹言、

十一月廿九日

僧覚光申文

進上 慈日御房

僧の覚光が紀伊国の八条院領三上庄の年貢を訴えたもので、「可令申丹後守殿候」と見えるように丹後守への取り次ぎを求めている。丹後守長経が八条院領の経営に関わる文書の分布からして、文治元年(元暦二年)のものとして良いであろう。

56 不覚候に、何様御事にか候ん、尤不審無極候、(中略)目代上落了之後、在庁・百姓等物参さんと一切し候はぬよし、承候也(中略)為成に重可被仰合候歟、以此旨可然之様、可令申入給候也、恐々謹言、

十一月七日

言成

別当殿

この文書については石井A論文が詳述している如く、丹後の国衙領に
 関係するもので、文治元年の文書と見てよいであろう。ただ充所が別当
 とあるのが気になるところで、わざわざ丹後守ではなく、別当を充所と
 するものなのか、疑問である。そこで注目したいのが次の文書である。

57 今朝白地他行事候、只今罷帰候也、抑彼御券沙汰今明日なと宜候歟、

良景所召寄候也、致沙汰之間、可令祇候之由、召仰候也、事々期見

参之時、恐々謹言、

十二日

長経

伯耆前司殿

長経が、御券沙汰のために良景を召しているので、今明日中にそれを行
 行いたいと記したものである。充所の伯耆前司は長経とともに女院庁の
 別当となっていた藤原宗頼である。46の某注進状も安芸国開田庄の訴え
 を伯耆前司に付けたと述べており、また『根来要書』所収の元暦二年正
 月八日の後白河院の八条院に宛てた院宣も伯耆前司を充所としている。
 宗頼は長経より早くから八条院の別当として活躍していたのであり、元
 暦二年には長経とともに女院庁の経営に関わっていた。こう見ると、57
 に別当とあったのは長経・宗頼の二人のことであろう。

かくして元暦二年の文書は長経を中心とした文書群であったことがわ
 かる。それらを掲げると次の通りである。

番号	年	月	日	文書名	所蔵
47	(元暦二年)四月二十日			藤原成家請文	19
41	元暦二年	五月	十八日	丹後国司下文案	44
42	同	五月		丹後国司下文	21
43	同	五月		丹後国司下文	45
44	同	五月		大法師某申状	55
48	(同)	六月	二十八日	源義経請状	1
45	元暦二年	六月		丹後国池内保百姓申状	47
49	(同)	七月	十日	平親宗書状	2
46	元暦二年	七月		某注進状	31
53	(同)	八月	五日	高階泰経書状	62
50	(同)	(八月)		某重陳状案	49
54	(文治元年)九月一日			藤原雅長請文	33
56	(同)	十一月	七日	言成書状	63
51	(同)	十一月	二十三日	平頼盛書状	5
52	(同)	十一月	二十八日	左馬助成重請文	51
55	(同)	十一月	二十九日	僧覚光申文	50
57	(同)		十二日	藤原長経書状	9

四 紙背の裏

これまで全体の九割程の年代比定を行ってきたが、今までの分析では
 性格が明らかにはならなかったものを最後に取り上げよう。先ず、年号
 のある文書から。

番号	年	月	日	文書名	所蔵
58	承安三年	九月		越前国司庁宣	

これらは文書群のなかではごく初期の文書であって、本来は廃棄される文書というよりも公験として大事に保管されるべき性格のものであるが、反古とされてしまったのは、58と59の場合には権利関係が更新されたことによるのであろうし、60の場合には目録が新たに作成されたためであろう。そうであればこれらがどのように利用されたのか知りたいところである。既に『総録』の料紙として使われた文書群について第一章で見たが、それ以外の文書が何に利用されたのか、改めて考えてみる必要があろう。

そこで見てゆくと、58の文書の裏には「同論云、惟真言法中、即身成仏故」といった経論を引用した一説が見える。これだけでは何の経論かは明らかでないが、次の61文書の裏に見える『菩提心論抄出』の外題から、「同論云」とある論が『菩提心論』であることがわかる。『菩提心論』とは正式には『金剛頂瑜伽中発阿耨多羅三藐三菩提心論』と称されている真言宗の重要な経論である。

61 丹波郷寄文并折帛等進上之、来十九日可初参候也、猶々入御意令申沙汰候之条、返々悦思給候、委旨可参啓候、恐々謹言、

十一月十四日

為成上

民部大夫殿

内容から見てゆくと、丹波郷の寄進状や折紙を進めて初参を約束している。丹波郷は丹後の国衙領であって、一見すると丹後の国衙関係の文

書であるから元暦二年のものと考えたいところであるが、これは寄進の文書であるので丹後が八条院領になる以前のものとも考えられる。そこで差出人の為成に注目すれば、ここでは初参と記されているが、既に見た56の元暦二年の文書に「為成に重可被仰合候」と記されている人物である故、元暦二年十一月七日には既によく知られていたことになる。そうすると初参とある61の日付が十一月十四日であるから、これは元暦二年ではありえず、文書の分布からして養和元年と見るべきであろう。

充所の民部大夫は実清の側近であろう。興味深いのは、37の文書で八条院の庁官盛光が実清の使者として女院の令旨を運んでいると見えるが、当時、八条院に仕える藤原盛光が民部大夫であった事実である(『吉記』)。充所の民部大夫は藤原盛光であった可能性が高い。

ではこれを料紙とした『菩提心論抄出』とはいかなる経論なのであろうか。『仏書解説大事典』には坊覚の著作とあるだけで詳しく記していないが、標題の意味するところと「同論云」とある表現から、『菩提心論』を引用しながら解説したものとわかる。そこでその中のどの部分が引用されているかに注目してみよう。引用箇所が近ければ、文書の年代も近いと考えられるからである。61の文書が表紙に使われていたので、巻頭から見てゆこう。

大広智阿闍梨云、若有上根上智之人、不染外道二乘法、有大度量、

勇銳無惑者、宜修仏乘、当発如是心、我今志求阿耨多羅三藐三菩提、

不求余果、誓心決定故、魔宮震動、十方諸仏皆悉証知、常在入天、

受勝快樂、所生之处、憶持不忘若願成瑜伽中諸菩薩身者、亦名発菩

提心

『菩提心論』の巻頭の一節である。このうちの初めの部分の「不楽外道二乘法」を引用しているのが、32の養和元年十一月の侍所見参注文の裏である。次の「勇鋭無惑者、宜修仏乗、当発如是心、我今志求阿耨多羅三藐三菩提」を引用しているのは、25の(養和二年)二月十二日の平宗盛請文の裏である。そうすると巻頭部分の書写に利用されているのはいずれも養和元年・二年の第二群の文書であったことがわかる。この方法は何とか使えそうである。

62 来廿三日送僧前可勤仕永末名之由、承候了、やかて以佃米可令勤仕之旨、平内代官男令申含候了、加地子ハ若令未進事モ前々候、於佃者以作田依令刈取候、凡無未進之物也、然者佃ヲ切天濟候了也、其旨ヲ平内ニモ可被仰給候也、謹言、

十一月十八日

隆政

十一月廿三日の「僧前」を永末名で勤仕せよとの命令に対し、すぐに佃米でもって勤仕したい旨を述べた請文である。「僧前」とは仁和寺の法事での僧膳のことであろう。十一月の日付からは養和元年か元暦二年のいずれかであろうが、内容からは判断できない。しかしその裏が「今論」として「不楽外道二乘法 有大度量、勇鋭無惑」の『菩提心論』の巻頭部分を引用しているの、養和元年のものと思われる。改めて見ると、元暦二年の文書には仁和寺関係の文書がないことに気づく。

さらに次の文書はどうであろうか。裏を見ると、やはり巻頭の「常在入天」や「若願成瑜伽中諸菩薩身者、亦名発菩提心」の部分を用いて

いる。

63 久世御庄実檢之間事、下遣使者行季為令申子細、所令参仕候也、召問可令申上給候、姫江新御庄損亡事、同所令言上候也、恐々謹言、

十月二十一日

親行上

新蔵人殿

内容は拙稿でも触れたが、久世庄の実檢と姫江新庄の損亡についての報告であり、差出人の藤原親行は八条院の近習である。充所の新蔵人は六位の内の蔵人であるが、実質的な受取人はその背後にいと考えられる。十月の日付からは養和元年か元暦二年のいずれかが考えられるが、先の裏の引用から考えて養和元年と見るべきであろう。したがって実質的な受取人は実清であって、当時、新蔵人と称されていたのは高階忠兼であるが、忠兼はその翌年二月に守覚主催の仁和寺の法会には実清とともに奉仕している(『吉記』)。

64 安楽寿院別当闕、以本覚院前僧正被補之由、謹以承候了、可令存其旨候也、恐惶謹言、

五月十八日

親行上

八条院が管領する安楽寿院の別当に本覚院前僧正公顕を補任されたことを承知したという請文である。公顕は文治三年八月に大僧正に任じられているので、これ以前に年代が比定できる。だがさらに年代を狭める手掛かりは、この裏が何に利用されたかを探る方法しかない。そこで探ると、『菩提心論』の「亦十地菩薩境界」という部分が引かれて

いるので、この部分の経論の前後を引用している文書を拾うと、47(元

暦二年)四月二十日の藤原成家請文に「遇縁便廻心向大」、57(元暦二年)某月十二日藤原長経書状に「今真言行人」や「二乗境界」とあって、その次に位置していることがわかる。とするとこの文書は元暦二年の可能性が高い。

公顯は後白河の信任が厚く、院に密着していた僧であったが、この元暦二年五月の直後には鎌倉の勝長寿院の供養の導師として頼朝に招かれており、ここで安楽寿院の別当になったことは、あるいは鎌倉下向の布石だったのかもしれない。

こうして『菩提心論抄出』に利用された文書は養和元年・元暦元年の第二・第三群に及ぶことがわかり、さらにそれ以前の公驗に類する文書も利用に供されたことがわかった。しかしこのように広い時期にわたるため、これの書写に利用されたからといって、直ぐに何時の文書かを特定することは困難である。また肝心の書写された経論が具体的にどんなものなのか不明のため、対照も難しい。それにも拘らず、『菩提心論』のどの部分を引用しているかを見ることで、文書の相互関係はある程度見えてきたのである。

例えば、30の紀俊守申状と31の十一月二十三日紀俊守重申状は別の文書と指摘したのであったが、これらは『菩提心論抄出』の料紙とされているので、これらが『菩提心論』のどの箇所を引用しているかを探ることにより、別のものか同じかがわかってくるであろう。そこで探ると、30の紀俊守申状に見える「法亦応捨、無自性格」と、31の十一月二十三日紀俊守重申状に見える「諸仏大悲、以善功智、説此甚深秘密瑜伽」と

は相当に離れており、その間には24(養和二年)二月十九日の法橋長暹書状に見える「当知一切法空」があるといった具合である。やはり別文書であったと見てよからう。

さて『菩提心論抄出』以外にも文書群は経論の書写に利用されているが、その経論が何かを探り当てることはできなかった。『高山寺資料叢書』は次の文書や、52(元暦二年)十一月二十八日の左馬助成重請文などが『金剛頂瑜伽中略出年誦経』に利用されたものであることを指摘している。しかし今の所は他の文書で確かめられていない。

65 以鳥羽殿令用御本所給、御宿止之後、十五日御方違所候也、雖非御本所候、御作事之所ヲ不令当□□王相方給、御方違候者□□候哉、恐々謹言

四月廿二日

権暦博士賀茂□□

「治承四年」

治承四年の文書は他に多く見えず、また内容も八条院関係とは特定できないのであるが、取り敢えずあげておいた。差出人は『吉記』治承四年四月一日条に見える「権暦博士賀茂朝臣憲定」であろう。

かくして残るのは年欠の仮名消息二通となった。

66 文たつねいたして(後略)

67 せうや候、くらのかみこそきたすることにて候へ、むねかぬへいくたひに候とん、わかひかことをするそ、とうみさうニなすへしとは、いかてか申候はん、わうこのみくりやのちなりと申て候へ、それにつきてくしも候にや、きのふしんわうかもとより、このことたつね

て候し、つかひのまてきて候しか(中略)むねかぬをめして、みさうのものちうをや、せられ候へき

(切封)

御かへりこと

前者はあまり内容のある文書ではないので本文は省略するが、後者は某荘園の争いについての問注を指示する内容の文書であって興味深い。

「きのふしんわうかもとより、このことたつねて候し」と、親王の許から尋ねてきたなどと、親王に敬語を使っていないことから、石井B論文はこれを後白河院の仮名消息と見ているが、八条院関係の文書群という性格からすれば、八条院の消息と考えるべきであろう。「くらのかみこそきたすることにて候へ」と見える内蔵頭は当時、多くが八条院の近臣であったことも参考になろう。また親王は仁和寺の守覚法親王と考えられようか。

ただ残念ながらこの文書の裏が何に利用されたものか、明らかにすることが出来なかったので、養和元・二年か、元暦二年かのいずれかであろう、という指摘にとどめることにする。

おわりに

八条院関係の紙背文書群の全体の年代比定を行いつつ、その性格を捉える試みを行ってきた。まだ調査に不足はあるものの、一応の結論を出すことは可能であろう。

全体はほぼ三つの群からなっており、第一群は文治四年正月の文書を

中心として、『総録』に書写されたもの。第二群は養和元・二年の藤原実清充ての文書。第三群は元暦元年の藤原長経保管の文書である。全体に関わるのは八条院の近臣・藤原長経であり、長経が父実清から継承した文書や、自身が八条院の院庁の別当としてその経営に携わった時の文書からなっている。これらが廃棄され、いつの頃か経論の書写に利用されたのであった。

その廃棄の時期は第二・三群が文治二年以後であり、第一群が文治四年正月以後である。しかるに『玉葉』文治四年四月二十九日条には次のような記事を記している。

入夜、八条院御所辺、有火事、仍献使者、然而即消了、長経朝臣倉云々、

長経の倉を火元とする火事があったという。この時に廃棄された文書がここで見てきた文書群ではなかったか。公験の性格を持つ元暦二年の丹後国司下文は、二期目に入った国司にとってはもう必要はなかったであろう。また安元二年の八条院領目録は、源平の争乱期に増加した院領を加えて改めて作成されたので、最早必要なかったであろう。また第一群は公験ではなく、時が過ぎると廃棄されてしまっただけのものである。

八条院関係紙背文書群一覽

番号	年	月	日	文	書	名	所	蔵
58	承安三年	九月	日	越前国司	宣			15
59	承安四年	三月	二十八日	越前国一品勅旨田	注文			48
60	安元二年	二月	日	八条院領荘園	目録			54
65	治承四年	四月	二十二日	権暦博士賀茂憲定	請文			58

48 44 43 42 41 64 47 34 38 39 40 26 22 21 24 25 23 37 33 36 35 31 32 62 61 30 29 63 27 28 16 15

(養和元年)五月八日
 (同)六月二十八日
 (同)九月二十日
 (同)十月十七日
 (同)十月二十一日
 養和元年十月
 (同)九・十月
 (同)十一月十四日
 (同)十一月十八日
 (同)十一月二十二日
 (同)十一月二十三日
 (同)十二月
 (同)十二月十五日
 養和元年十二月二十一日
 (同)十二月二十二日
 (養和二年)二月七日
 (同)二月十二日
 (同)二月十八日
 (同)二月十九日
 (同)二月二十二日
 (同)二月
 (同)三月四日
 (同)三月十一日
 (壽永元年)六月六日
 壽永元年七月五日
 (元曆二年)四月二十日
 (同)五月十八日
 元曆二年五月十八日
 同五月
 同五月
 同五月
 (同)六月二十八日

平教経書状
 藤原実長書状
 僧興蓮請文
 平清房請文
 藤原親行請文
 長泉庄下司中原家憲解
 紀俊守申状
 為成書状
 隆政請文
 侍所見参注文
 紀俊守重申状
 北面侍注文
 信経書状
 侍所見参注文
 藤原惟基請文
 僧隆慶書状
 平宗盛請文
 法橋長暹奉書
 法橋長暹奉書
 法橋長暹奉書
 法橋長暹奉書
 朝通注文
 中原盛家請文
 藤原光範書状
 法橋長暹書状
 侍所見参注文
 藤原成家請文
 藤原親行請文
 丹後国司下文
 丹後国司下文
 丹後国司下文
 大法師某申状
 源義経請文

1 55 45 21 44 38 19 64 10 3 26 ② 40 37 65 18 23 34 61 29 ① 25 32 28 16 25 27 13 8 30 6 57

20 19 18 4 7 12 11 3 1 5 6 14 8 2 10 9 13 B 13 A 17 67 66 57 55 52 51 56 54 50 53 46 49 45

元曆二年六月
 (同)七月十日
 元曆二年七月
 (同)八月五日
 (同)(八月)
 (文治元年)九月一日
 (同)十一月七日
 (同)十一月二十三日
 (同)十一月二十八日
 (同)十一月二十九日
 (同)十二月
 (養和元年)(文治元年)
 (養和元年)(文治元年)
 (文治三年)十二月十七日
 (文治四年)正月十六日
 (同)正月九日
 (同)正月二十三日
 (同)正月二十四日
 (同)正月二十四日
 乃刻
 (同)正月二十五日
 (同)正月二十五日
 (同)正月二十五日
 (同)正月二十五日
 (同)正月二十五日
 (同)正月二十五日
 (同)正月二十五日
 散位宗亮請文
 藤原有実請文
 源兼保請文
 左馬允信実請文
 藤原長経請文
 某消息
 某消息
 某消息
 丹後国池内保百姓申状
 平親宗請文
 某注進状
 高階泰経請文
 某重陳状案
 藤原雅長請文
 言成書状
 平頼盛請文
 左馬助成重請文
 僧覚光申文
 藤原長経書状
 某消息
 八条院令旨
 朝通書状
 為成書状
 為成書状
 八条院令旨
 藤原長経書状
 大藏卿藤原宗頼奉書
 三善盛季請文
 藤原長経書状
 藤原長経請文
 平光盛書状
 平光盛請文
 平光盛請文
 散位宗亮請文
 藤原有実請文
 源兼保請文
 左馬允信実請文
 藤原長経請文
 某消息
 某消息
 某消息

47・56
59 43 42 37 20 12 24 22 ⑥ 7 14 39 35 11 ⑤ 46 ④ ③ 17 4 60 9 50 51 5 63 33 49 62 31 2 56

(備考)

番号は本論文での番号、所蔵の番号は石井進「源平争乱期の八条院周辺」の巻末一覧表の番号であり、1～35は国立歴史民俗博物館所蔵「高山寺文書」、36～43、64は国立国会図書館所蔵「高山寺文書」、44は京都大学所蔵「古文書集」、45～47は島田乾三郎氏所蔵文書、48～50、65は「高山寺文書」、53～60は「山科家文書」、61～63は国学院大学図書館所蔵文書である。また所蔵の丸数字は新出文書で、①②は国立歴史民俗博物館所蔵「高山寺文書」の墨映文書(中世の武家文書)、③④は伴實氏所蔵文書、⑤は『弘文荘古文書目録』、⑥は『東京古書会展示目録』所収。

(追記)

本稿を提出後、藤原俊成の書状に関係文書があることを知った。田村悦子「藤原俊成書状及び仮名消息の研究」(『美術研究』一九七号、一九五八年)に紹介されているものである。一つは『総録』2巻下の部分の紙背文書であって、明らかに文治四年正月の春日詣関係の文書とわかる。

68 明日春日詣少将馬闕如事候之間、今度無御供奉、御馬二疋徒候由、只今承及事候、其中黒毛馬(額白)候なる、明旦京出許令申請候乎、或人日来行田舎、馬を相憑候之処、昨日始上落、未尋常罷成候ける間、俄相違失東西候也、若可借預者、今日引給、且見給、明日京出已後、即可返上候者也、他事期後信、恐々謹言、

正月廿六日

积阿

丹後守殿

积阿こと藤原俊成が、春日詣において子の少将成家に馬がないために供奉できなかつたこと、また丹後守長経のもとにある馬を貸してほしいことなどを申し述べている、

もう一通は八条院関係文書によく見かける字の経論の紙背文書であって、「八条殿御所」と見え、八条院領の「多芸御庄」について述べているので、これも八条院関係文書として考えてよいであろう。

69 八条殿御所築垣事、可令惣築之由、各皆所令下知候也、其中多芸御庄所課沙汰者、先日付御所垣長丸、皆令沙汰給之由、令申候き、但件沙汰人(公長)聊有不審事、自然令遅々候敷之由、所承及候也、重可令相尋承候也、

恐々謹言、

十一月二日

积阿

八条殿御所の築垣を急いで築くことを命じられたことについて、俊成がその知行する多芸庄に関しての事情を説明している請文である。この文書を紹介された田村氏も指摘しているように、これは元暦二年七月に起きた地震により崩れた八条院御所の築垣に関するものであろう。ただしその年次を田村氏は文治二年にしているが、文書の分布から見るとその前年の文治元年(元暦二年)十一月のものとするべきと考える。

(東京大学文学部
国立歴史民俗博物館客員教官(一九八一—八五年度))

Information Gleaned from Documents Related to Hachijō-in

GOMI Fumihiko

The Kōzan-ji Document pasted to the "Six-Fold Screen" at present stored in the National Museum of Japanese History has attracted a good deal of attention since it was described by Mr. SUZUKI Shigeo and Mr. YAMAMOTO Shinkichi. Later, Mr. ISHII Susumu collected together related documents (Documents related to ex-princess Hachijō-in), and revealed their contents in almost complete detail. However, quite a few details still remain unknown, and there exist some documents which have not yet been described.

This being the case, the author assessed as far as possible the date of these documents, in order to understand the nature thereof.

In Chapter 1, the author, noticing the fact that many of the documents are dated January, pointed out the following: the documents are dated January, the 4th year of Bunji; the paper had been used for copying the "Shoajari Shingon Mikkyo Burui Soroku", a list of books on Shingon-Sect Buddhism brought from Tang to Japan by priests such as Saichō and Kūkai, and classified by Annen, who was a priest in the Period of Regents and Chancellors.

In Chapter 2, the author, paying attention to the fact that many of the documents are addressed to FUJIWARA-no-Saneakiyo, found that they were dated the 1st or 2nd year of Yōwa.

In Chapter 3, many of the document being dated the 1st year of Genryaku, the author grouped these together and considered their character; as a result of which, he pointed out that these documents were kept by Nagatsune, the son of Saneakiyo.

In Chapter 4, the author considered as a group such documents that could not be judged immediately with the above, and found out that they could be classified into those of the 1st or 2nd year of Yōwa, and those of the 1st year of Genryaku.

As a whole, it was found that the basic nature of these documents was that they were documents arising from FUJIWARA-no-Nagatsune's involvement with Hachijō-in as her steward.